

# 公益財団法人大田区産業振興協会 ビジネスサポートサービス（大田の工匠派遣）実施要綱

（平成 28 年 4 月 1 日要綱第 76 号）

## （目的）

第 1 条 この要綱は、公益財団法人大田区産業振興協会（以下協会という）が実施する大田区ものづくり優秀技能者（以下「大田の工匠」という。）による区内中小企業者への技術指導・相談（以下「技術指導・相談」という。）事業の実施について、必要な事項を定め、大田の工匠の高度な技術・技能の継承に寄与するとともに、中小企業者の人材育成及び技術力の向上に資することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）大田の工匠 大田区ものづくり優秀技能者（大田の工匠 100 人）表彰要綱（平成 20 年 8 月 28 日付け区長決定第 10892 号）の規定に基づく表彰）を受けた者をいう。
- （2）製造業 日本標準産業分類に定める製造業をいう。
- （3）中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業者のうち、製造業を主たる事業として営むものをいう。

## （対象事業者）

第 3 条 技術指導・相談を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）区内に本社又は事業所を有する中小企業者
- （2）前号の要件を満たす中小企業者 3 分の 2 以上で構成された企業グループ又は団体

## （対象事業）

第 4 条 技術指導・相談の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）人材育成に関わるもの
- （2）新製品及び新技術開発並びに新事業展開に関わるもの
- （3）技術の高度化及び技術的課題の解決に関わるもの
- （4）その他理事長が必要と認めるもの

(技術指導・相談の申請)

第5条 技術指導・相談を受けようとする第3条第1号に規定する中小企業者及び同条第2号に規定する企業グループ又は団体（以下「中小企業者等」という。）は、大田の工匠による技術指導・相談申請書（別記第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(実施の決定等)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業の技術指導・相談に適した大田の工匠を選任する。

2 理事長は、前項の規定により申請事業の技術指導・相談に適した大田の工匠を選任したときは、選任した大田の工匠（以下「選任工匠」という。）に技術指導・相談依頼書（別記第2号様式）により技術指導・相談依頼を行う。

3 理事長は、前項の規定による技術指導・相談依頼を選任工匠が受諾した場合は、前条の規定による申請者に大田の工匠の技術指導・相談実施決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

(実施回数等)

第7条 同一の中小企業者等に対する技術指導・相談の実施回数は、一年度当たり3回までとし、1回当たり概ね4時間を限度とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(費用負担等)

第8条 技術指導・相談を受ける中小企業者等は、技術指導・相談に係る経費を自己において負担するものとする。

2 選任工匠の技術指導・相談に応じるための交通費は、技術指導・相談を受ける中小企業者等が負担するものとする。

(損害賠償等)

第9条 選任工匠及び技術指導・相談を受ける中小企業者等について、技術指導・相談中における事故等が発生した場合及び技術指導・相談を受けたことにより事業の滞りがあった場合は、協会は、一切の責任を負わないものとする。

(秘密保持義務等)

第10条 選任工匠及び技術指導・相談を受ける中小企業者等は、本事業実施において知りえた双方の企業秘密等を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。技術指導・相談が終了した後も同様とする。

(実施報告)

第 11 条 技術指導・相談を受けた中小企業者等は、技術指導・相談が終了したときは、技術指導・相談実施報告書（別記第4号様式）により理事長に報告しなければならない。

(謝礼金)

第 12 条 理事長は、前条の規定により技術指導・相談実施報告書の提出を受けたときは、その内容を確認の上、選任工匠に謝礼金を支払うものとする。

2 謝礼金は、技術指導・相談に要した時間が1時間以内の場合は1万円とし、1時間を越えた場合は2万円とし、予算の範囲内で支払うものとする。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。